

江府町空き家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、江府町空き家活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金江府町空き家情報バンク制度の登録物件（以下「登録物件」という。）について、移住希望者を案内しやすくするために必要とされる費用や移住希望者がスムーズに利用を開始できるような転貸事業に関する費用の一部を支援することにより、町内への移住定住促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という)は、次の各号のいずれかを満たす団体等とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 江府町（以下、「本町」という。）と連携して空き家の利活用に取り組む地域のまちづくり団体
- (2) 本町内に主たる拠点を置く特定非営利活動法人
- 2 前項の規定に関わらず、補助金の対象となる事業において、国、県等から補助金の交付を受けた者又は受ける予定のある者は補助対象者とししない。ただし、各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業という」。）は、空き家の利活用を推進する団体を育成するため、利活用のために行う登録物件の清掃や維持管理、残置物の処分、転貸（サブリース）等の事業であって、本補助金の交付決定を受けた年度末までに完了する事業とする（別表1）。

- 2 前項に規定の空き家は、次の各号の全てを満たすものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。
 - (3) 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関

する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営む者への転用は補助対象外とする。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の経費とする。

（1）次に掲げる取り組みに要する消耗品費、材料費、廃棄物処理費、委託費等の経費。

① 空き家の清掃、維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制等

② 空き家の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄）

ただし、②において、廃棄物処理業者等による屋外への搬出作業等は対象としない。

（2）空き家の転貸（サブリース）事業や所有する空き家の転貸事業に取り組む場合に行う改修工事（母屋の改修工事に伴って実施する場合に限り、土蔵、倉庫、車庫等附帯建築物の改修工事を含む。）に要する次に掲げる経費。

① 給排水設備、空調設備、電気設備及び内外装改修工事費用（テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、洗濯機等の家電並びに造りつけでない家具や棚等に要する費用は除く。）

② 補助対象者が自ら施工する場合、材料の購入費

③ 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な経費

④ 設計等費用

⑤ 家財道具等の撤去処分費用

⑥ 外溝整備費用

ただし、③から⑤に掲げる費用は①及び②に掲げる費用に附帯し、その合計額は①及び②に掲げる費用の合計額の1/2を限度とする。

（補助要件）

第6条 前条第1項第1号②において、対象建築物内の残置物を全て撤去・処分すること。

ただし、空き家の所有者等が利活用に供しない部分に残置する家財等については、この限りではない。また対象建築物が利活用に至るまでの間、事業実施主体が維持管理に努めること

（補助金の算定）

第7条 本補助金は、補助対象経費に別表1に規定する補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、江府町空き家活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、

町長に申請しなければならない。

- ① 事業計画書（様式第2号）
- ② 収支予算書（様式第3号）
- ③ 所有者の承諾書（様式第4号）
- ④ その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定し、江府町空き家活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請事項の変更）

第10条 前条に規定の交付決定がなされた後、補助事業者が申請額の増額をしようとするときは、江府町空き家活用支援事業変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

（完了報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、速やかに江府町空き家活用支援事業補助金事業完了報告書（様式第7号）及び次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

3. 収支決算書（様式第3号）
4. 対象建築物の概要書（様式第8号又は様式第9号）
5. その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定及び補助金の交付請求）

第12条 町長は、前条の規定による事業完了報告書の提出を受けたときは、その関係書を審査し、適当と認めたときは速やかに江府町空き家活用支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助金交付額を補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項に規定の通知書により確定された補助金交付額について、補助金交付請求書（規則様式第5号）により請求することができる。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助事業者が、この要綱の規定に違反し、または不正の手段により補助金の交付を受けたと認めた場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。

別表 1（第 4 条、第 7 条関係）

	補助事業	補助率	補助限度額
1	空き家維持管理事業	10/10	300 千円／戸 （ただし、第 5 条第 1 項第 1 号①のみ活用する場合は 100 千円／戸。過去に第 5 条第 1 項第 1 号①のみを活用し、その後同一の建物で同条同項同号②を活用する場合は、300 千円から過去に交付を受けた補助金額を減じた額とする。）
2	空き家転貸（サブリース）事業	3/4	1,200 千円／戸

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

江府町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

（法人等においては法人名及び代表者名）

江府町空き家活用支援事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金を下記のとおり受けたいので江府町補助金等交付規則第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添 付 書 類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 所有者の承諾書（様式第4号）
- (4) その他事業に関する書類
 - ・ 見積書の写し
 - ・ 対象建築物の写真
 - ・ 対象建築物の登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等

年 月 日

江府町空き家活用支援事業計画書

1. 事業に要する経費

_____円
（内訳）①空き家維持管理事業 _____円
②空き家の残置物処分 _____円
空き家転貸事業 _____円

2. 補助金交付申請額

_____円

3. 予定している物件

物件情報			事業区分
①	所在地	日野郡江府町	
	所有者		
②	所在地	日野郡江府町	
	所有者		
③	所在地	日野郡江府町	
	所有者		
☐ 未定			

※現在予定している物件がある場合は記入し、未定の場合は□にチェック「✓」する。

※事業区分には、「空き家維持管理事業」「残置物処分」「空き家転貸事業」のいずれかを記入する。

江府町空き家活用支援事業収支予算（決算）書

1. 収 入 (単位：円)

科 目	予算（決算）額	備 考
町 補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支 出 (単位：円)

科 目	予算（決算）額	備 考
合 計		

承 諾 書

（事業実施者）

住 所 _____

氏 名 _____
（法人等においては法人名及び代表者名）

（空き家維持管理事業または残置物処分の場合）

- ☐ 事業の趣旨について、理解しました。
- ☐ 軽微な補修について、場所・補修内容を理解しました。
- ☐ 残置物の廃棄処分について、理解しました。
- ☐ その他実施者から説明を受け、内容について理解しました。

（空き家転貸事業の場合）

- ☐ 事業の趣旨について、理解しました。
- ☐ 改修工事について、場所・改修内容を理解しました。
- ☐ 家財道具等の廃棄処分について、理解しました。
- ☐ その他実施者から説明を受け、内容について理解しました。

年 月 日

私は上記事項について確認し、事業が実施されることについて同意と承諾をします。

住 所 _____

氏 名 _____

江 第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町空き家活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 _____円

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

江府町長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

（法人等においては法人名及び代表者名）

江府町空き家活用支援事業変更申請書

年 月 日付発江 第 号をもって交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更したいので、江府町空き家活用支援事業補助金交付要綱第10条第1項
の規定により申請します。

記

1. 交付決定額 _____円

2. 変更申請額 _____円

3. 変更理由

--

4. 添付書類

(1) 収支予算書（様式3号）

(2) 見積書の写し

(3) 対象建築物の写真

(4) 対象建築物の登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等

年 月 日

江府町長 様

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

（法人等においては法人名及び代表者名）

江府町空き家活用支援事業完了報告書

年 月 日付発江 第 号で交付決定のあった標記事業が完了したので、
江府町空き家活用支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告し
ます。

記

1. 交 付 決 定 額 _____円

2. 総 事 業 費 _____円

3. 補助金充当額 _____円

4. 事業完了年月日 _____年 _____月 _____日

5. 添付書類

(1) 事業収支決算書（様式第 3 号）

(2) 対象建築物の概要書（様式第 8 号又は様式第 9 号）

(3) その他事業に関する書類

・領収書の写し

・空き家維持管理事業の場合、事業を実施している風景写真（清掃や管理の様子など）

・空き家転貸事業の場合、事業実績が把握できる図面、改修前後の写真（外観及び改修箇所が把握できるもの等）

様式第 8 号 (第 11 条関係)

対象建築物の概要書（空き家維持管理事業・残置物処分）

所在地	日野郡江府町						
建築年	年	構造		階数	階		
事業区分	☐ 清掃 ☐ 維持管理 ☐ 残置物処分 ☐ その他（ ）						
事業期間	年	月	日	～	年	月	日
事業形態	☐ 空き家バンク登録物件として委託 ☐ 所有者からその他の理由で委託 ☐ その他（ ）			☐ 空き家管理業務として委託 ☐ 所有または賃貸物件			
対象経費	(内訳)						
			円				
			円				
	. . .						
	合計		円				
備考							

写真等、建物の様子が分かるもの

※本概要書は物件ごとに作成すること。

様式第 9 号（第 11 条関係）

対象建築物の概要書（空き家転貸事業）

所在地	日野郡江府町				
建築年	年	構造		階数	階
空き家期間	年	箇月	延床面積	㎡	
工事期間	年	月	日	～	年 月 日
入居予定	☐ 有（入居予定日： 年 月 日） ☐ 無				
活用用途	☐ 住宅 ☐ 非住宅（ ） 用途変更の届出※（ 要 ・ 否 ）				
備考					

※「用途変更の届出」とは、建築基準法第 87 条第 1 項の規定で準用する同法第 7 条第 1 項に規定する届出のことで、用途変更後の特殊建築物（旅館・ホテル・飲食店等）の用途に供する部分の床面積の 合計が 200 ㎡を超える場合に、建築主事に届け出ることをいう。

写真等、建物の様子が分かるもの

(単位：円)

経費内訳			
経費区分	内容	金額	備考
①改修工事費			
	小計		
②法令適合費			
	小計		
③設計等費			
	小計		
④家財道具等の 撤去処分費			
	小計		
⑤外溝整備費			
	小計		
合 計			

※本概要書は物件ごとに作成すること。

江 第 号
年 月 日

様

江府町長

江府町空き家活用支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました標記補助金について、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 _____円

補助金等交付請求書

一金 _____円

年 月 日付け発江 第 号をもって交付決定通知のあった江府町
空き家活用支援事業補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者 住 所 _____

氏 名 _____

（法人等においては法人名及び代表者名）

江府町長 様